

そこが知りたい！

太陽 ASG 国際税務ニュースレター

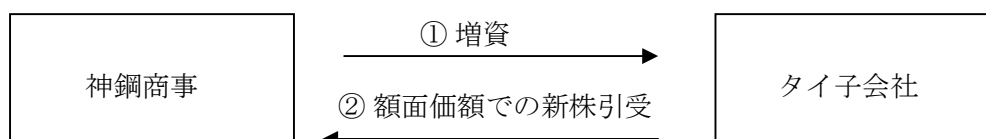
今回のテーマ： 海外子会社への増資新株払込に受贈益課税リスク

親会社が、出資比率が 100%未満の海外子会社の第三者割当増資により新株を引き受ける際、引受価額が時価より低い場合には、受贈益課税の問題が生じます（法人税施行令 119 条第 1 項 4 号）。その払込金額に対して、どれだけの新株が発行されるかは、親会社と他の株主との間で利害が衝突する問題となります。なぜなら親会社の一株あたりの払込金額が、その子会社の一株あたりの価値を下回る場合には、子会社の一株あたりの価値が下落し、他の株主に経済的損失が生ずるからです。100%の支配関係が成立していれば、他の株主が存在しないため、株主間における課税関係が生ずることはありません。今回は出資比率 100%未満の子会社の増資新株発行が、新株の有利発行にあたるとして、実際の払込金額と株式の時価との差額が受贈益とみなされ、親会社に課税処分が下された事例を紹介します。

事実の概要

大阪国税局は、東証・大商 1 部上場の神鋼商事が、タイの子会社の増資新株を額面で引き受けたことに対して、額面と時価との差額約 14 億円の受贈益申告もれを指摘しました。同社はこの課税処分を不服として国税不服審判所に審査請求する方針です。（神鋼商事株式会社 IR 情報より

<http://v3.eir-parts.net/EIR/View.aspx?cat=tdnet&sid=992845>）



問題の所在

株式の取得価額は、原則として払込金額が新株の取得価額となりますが、時価よりも有利な払込価額で新株を引き受けた場合には、その取得の時点における株式の時価が取得価額とされます。したがって時価と払込金額の差額は、旧株主からの経済的価値の移転があったものとされ、受贈益課税が行われます。

国税庁は、有利発行に該当する場合を、「株式払込金額決定日における株式の価額」と払込金額との間に、当該株式の価額のおおむね 10%以上の差額が生じている場合に限定していますが、「株式払込金額決定日における株式の価額」については、「社会通念上相当と認められる価額」とするのみで、具体的な算定方法に関する取扱いを明らかにしていません（法人税基本通達 2-3-7）。大阪国税局の更正処分において算定された株式の価額については、法人税法には明文の規定が存在しないため、法人税基本通達の考え方を参酌して、その株式の価額を算定したのではないかと考えられます。

通達上示されている株式の時価の考え方

株式の種類に応じて以下の計算方法が示されています

株式の種類	株式の区分	有価証券の取得の時点における取得のために通常要する価額
a.上場株式（基本通達 2-3-9）	-	払込期日における市場価格
b.上場株式以外の株式（基通 9-1-13）	①売買実例のあるもの	事業年度終了のうち前 6 ヶ月間において、売買の行われたもののうち適正と認められるものの価額



Grant Thornton

An instinct for growth™

	②公開途上にある株式	金融商品取引所の内規によって行われる入札によって決定される入札後の公募等の価格等を参酌して通常取引されると認められる価額
	③売買実例のない株式で類似法人の株式の価額があるもの	類似法人の株式の価額に比準して推定した金額
	④上記に該当しないもの	株式発行法人の事業年度終了時における1株当たりの純資産価額等を参酌して通常取引されると認められる価額
	⑤特例（法基通9-1-14）	③④に該当する株式について財産評価基本通達の考え方に基づいて算定した価額

お見逃しなく！

日本企業が、海外子会社を設立する場合において、国や産業によっては、外国法人出資比率の規制があるため、日本企業による100%出資の子会社設立が認められておりません。この場合には、現地居住者の資本を一定割合含めることや、現地法人と資本提携することにより海外子会社を設立することになります。このような場合、親会社が第三者割当増資を引き受ける時の価額について慎重に検討することが必要です。